

「福岡県ジェンダー平等フォーラム 2026」助成金交付要綱

(通則)

第1条 「福岡県ジェンダー平等フォーラム 2026」助成金(以下「助成金」という。)については、予算の範囲内において、この交付要綱の定めるところにより交付するものとする。

(助成金の対象)

第2条 この助成金の対象となるものは、「福岡県ジェンダー平等フォーラム 2026」県民企画事業募集に応募し、採用が決定した団体等とする。

ただし、申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、公益財団法人福岡県女性財団代表理事(以下「代表理事」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)

(助成金の交付決定)

第4条 代表理事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をし、団体等に通知するものとする。

(助成金の概算払)

第5条 前条の規定により助成金の交付が決定した団体が、助成金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を代表理事に提出するものとする。代表理事は、前項の請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認められるときは、助成金を概算払いすることができる。

(実績報告書)

第6条 助成金を受けた団体等は、「福岡県ジェンダー平等フォーラム 2026」終了後1か月以内に実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算報告書(様式第7号)

(助成金の額の確定)

第7条 代表理事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、報告書提出の団体等へ通知する。代表理事は、団体等に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。